

第11回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会
議事要旨

日 時：平成18年9月30日（土） 13:30~16:45
会 場：霞ヶ浦環境科学センター 多目的大ホール
議 事：

- (1) 開会
- (2) 第10回協議会の結果
- (3) A区間実施計画書（案）について
- (4) A・B区間以外の事業内容について
- (5) 今後の進め方
 - ・自然再生協議会全体スケジュール
 - ・第12回協議会の進め方（案）
- (6) 閉会

◆議事要旨：

1. A区間実施計画書（案）について

- ・自然再生の対象となる区域は、AからI区間に区分しているが、実施計画の作成に際して、区間の範囲は適宜変更可能とする。
- ・A区間の自然再生事業は、矢板の一部切断、撤去にとどまる事業ではなく、今後仮説を検証しつつ、段階的に進めていくものであるため、実施計画書（案）のP1、P16の文章に「当面」という文言を追記する。
- ・水資源機構では、毎年1月から2月の間で航路維持浚渫を実施しているため、シードバンクを含む砂を堤防天端まで運搬し、堤防から施工箇所までは委員の方々に運んでいただければ、シードバンクを含む砂の提供が可能である。
- ・矢板切断部の角落しは、想定外の事象により、浚渫土砂が霞ヶ浦へ流出することを防止するために設けるもので、増水や台風時に閉めるものではない。
- ・A区間南端（浚渫土処理ヤード外側）の既存植生周りのゴミやフェンスについては、今後の処置を別途協議検討する。
- ・A区間の実施計画書には、植生の維持管理を入れ、その後の状況に応じ計画の変更はあり得ると明記する。

2. 今後の進め方

- ・A区間実施計画書（案）に対する意見及び役割分担アンケートは、10月10日までに事務局に送付し、次回協議会前に実施計画書（修正案）を各委員に送付する。
- ・次回協議会は、10月下旬~11月上旬に開催を予定する。

3. 委員の変更について（事務局報告）

- ・設置要綱第9条に従い、JA土浦田村蓮根共撰部会（酒井京司委員）が退会。

4. その他

- ・土浦市より、対象となる区域のB区間300m、H・I区間1,700mの計2kmの未舗装部分について、天端舗装を国土交通省に依頼する話があり、協議会としては国土交通省と土浦市で協議して進めることを了承。

以 上

第11回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

議事録

日時：平成18年9月30日（土）

13：30～16：45

霞ヶ浦環境科学センター 多目的大ホール

1. 開会

【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は、第11回自然再生協議会にご参加いただき、ありがとうございます。

この自然再生協議会は、平成16年の10月に第1回協議会が開かれ、第8回で全体構想が策定されています。その後、実施計画等の協議を継続しているところです。第10回では、国土交通省が主体的に実施するA・B区間の実施計画の素案を提示しています。その中で、特にA区間については、もう少し詰めた詳細な検討を進めて、次回に報告することになりました。そのために、事前に各委員から意見や役割分担の回答をいただいています。この場をかりて御礼を申し上げます。

今回は、それらを踏まえ、A区間の特に浚渫土処理ヤードとして使っているところについての目標、施工内容、維持管理等を修正してきました。今日は、その修正案を再度ご説明したいと思います。今日のご議論の中で方向性に了承をいただければ、事業実施の手続に入りたいと思っています。

2. 第10回協議会の結果

【前田会長】

議事に入る前に、委員の変更について、説明願います。

【事務局（平野課長）】

「委員の変更について」という資料をご覧ください。設置要綱第9条に伴う退会で、公募委員団体JA土浦田村蓮根共撰部会の酒井京司委員から、事務局あてに退会の届け出があったことを報告します。

【前田会長】

規約に従い退会ということにします。

続いて、前回議事要旨について、説明をお願いします。

【事務局】

資料1をご覧ください。

○資料1 第10回議事要旨・議事録の説明

【前田会長】

何か意見ありますか。なければ、承認されたことにします。

3. A区間実施計画書（案）について

【前田会長】

続きまして、「A区間実施計画書（案）について」に移ります。

確認ですが、既に全体構想をまとめており、これに基づき実施計画を作成しているところです。本来なら事業区間の全体について作成することが望ましいのですが、地形、土地利用、植生や魚などの状況も区間ごとに大きく異なっていますので、各区間について、一つ一つ実施計画をつくっていくという方針です。

今まで話をしましたが、前回までに、A区間の国交省案が出されていますが、これから実施計画をつくるに際し、例えば国交省の実施計画、A団体の実施計画、B団体の実施計画と、たくさんの実施計画がA区間について、つくられるのが普通と思われませんが、当協議会では、これは大変煩雑であり、容易でないので、まず区間ごとに区切って、協議会としての実施計画を作成していくという方向。これを改めて確認いたします。

まずいという方がおりましたら、挙手願います。

ないようですので、実施計画は区間ごとに、そして協議会全体としてつくっていくことは確認されたので、当面はこれで進めていきます。

続きまして、対象区間をAからIまでに分けましたが、当面、A区間は、田村用水樋管から6.5kmがストまでの区間をA区間とする。その隣り、先の国交省の用地になっているもと池があったところの前面の部分、B区間とする。そこまでは区間として決めて、CからIと区間を設定しますが、実施計画の作成に際して、変更の必要が生じた場合見直すという前提で、区間分けして進めていく。ただし、実施計画のつくり方は、ABCの順ではなく、A、次はBということはこの前確認しましたが、必要性和準備の状況に応じて、HやGへ飛ぶかもしれない。ということは、既に皆さんにご了承いただいていると思いますが、確認を今までとれていませんので、改めて確認します。

よろしいでしょうか。

では、当面その形で進めます。

続いて、A区間は大分議論してきました。中には、自然ということから考えて今のヤードを全部撤去し、緩傾斜の浜をつくるべきという考えもあるかもしれませんが、工事も容易ではない。今のところつくった浜がそのまま維持できる自信もない。

鋼板矢板を全面撤去した方がいいという考えもあるかもしれないが、中に入っている浚渫土砂が流出して、ワカサギなどの産卵などに悪影響を及ぼすかもしれない。今のところ、そうしたことはできないという前提です。

もう一つは、今、ヤードはどうなっているか。主にタチヤナギなどを中心とするヤナギの林に景観上見えますが、これも貴重な湖岸の緑であることは論をまたない。仮にここに手をつけるにしても、できるだけこうしたものは残していく方向が望ましい。

こうした前提を踏まえ、今可能なことはどういうことか。今の鋼板矢板の一部を撤去、撤去というのは全部捨てるニュアンスに聞こえますが、実際はヤードの中に多少掘り込みをつくり、そこで穴をあけたところから湖の水を中へ引き込み、水と陸との連続性を持たせる。すると、湖岸線の複雑さを少し増すことにはなりますが、浅い水域ができると思います。ワンドといいます、そうしたところを魚や昆虫

や植物の自生する場所として確保していくことにより、水と陸との連続性を回復しながら多様な自然の再生を目指す。

抽象的ですが、Aをこれから自然再生の事業として手を入れていく方針で、これまで話しましたが、本日この方向を維持しながら具体的なことを詰めたいと思います。つまり、もとに戻って、そもそも自然とはという議論はしない方向で今日は議論したい。よろしいでしょうか。

【沼澤委員】

前回の協議会では、8月中旬までに各委員からアイデアを求め、私もそれに応じて出しました。ところがその意見は、ほとんど参考にされてないようです。前田会長からお話がありましたが、国交省の原案をもとにという筋道を立てていますが、自然再生は全国から注目されていますので、手本になるものを目指したいと思うのです。単に矢板の一部を切って、湖水を入れ、陸と水の連続性をつくって、多様な自然環境、生態系再生を目指すということで、実際でき上がって他の人が見た場合、「何だこれが自然再生か」となると思います。

自然再生は、本来の自然を取り戻すことが自然再生の原義でしょうから、小手先の贋物じゃない自然を目指すわけですから、小さいワンドをつくって、これが自然再生だということではなく、私が提案したように……。私以外にもアイデアを出した委員がいると思うので、その委員が、自分の資料に基づいて10分でも15分でも説明し、検討するのだと思っていました。ところがそうではなく、国交省が書いた筋道どおりに流されようとしているので、私は非常に危惧を感じます。

【前田会長】

沼澤さんのお考えについては、前回、8月27日にもお話いただきました。書類は事務局の方へ届いていると思います。自然再生地区全体について、これで行こうということではありません。他にもそういう考え方はあると思います。

A区間からI区間の中では、どこかで場所を踏まえ、できるだけかつての湖岸を再生できるような条件が整えられる部分があれば、そうした方向で進むことを否定するものではないし、むしろ望ましいことです。しかし現在議論すべき点は、Aという限られた区間をどうすべきかということで、与えられた条件を考えると、3回ぐらい前から議論されているように、あのヤード自体の現状を大きく変えて、全く撤去した形から考えることは、この区間ではできない。技術的には可能ですが、それを維持すること、周りに与える影響等を斟酌すると、当面実行可能な案としてまとめることができないので、現在の時点では、国交省案を修正しながら、簡単にいえば人工物に穴あけでもしょうがないという考え方もあるのですが、とりあえずこれをやってみるといところからはじめ、そして試験的な知見を得ながら、次の段階へ進んでいくという考え方で進む。と、まとめられれば、というのがこれまでの経緯を踏まえた提案となります。

全体で議論しなければ物が進められないということではないので、協議会は協議をすることになっていきますから、協議はしたのだと。逆にいうと、協議をして、それで全体の合意が形成されなければやってはいけないとは決められてないですが、それを盾にとりひっくり返す。幾ら反対があっても、例えば何かやる者が、協議はした、場をつくった、これでやるといわれても困るわけで、物事を具体的に進めていくためには、お互いに100%満足はない。妥協案というか現実に物を動かすことを先行させるという、この会の性質から、そうしたやり方で進まざるを得ないという考え方は。

【沼澤委員】

私は、A区間も含めた全体をいつているのではなく、A区間も、思い切って矢板を全部取って、本来の沿岸帯の傾斜に近いものをつくったらどうかといっているのですが。前田先生の考えはそれでいいと思いますが、私の考えを他の委員の方に見てもらい、他の委員はどう考えるのかという場面がほとんどないわけですね。ですから、私のアイデアを提供し、他の委員からそれに関して意見をいただくという場面をつくってもらいたい。それでなければ協議会でなく、国交省と前田先生と私だけで話しているようなものではないですか。

【前田会長】

私は、その話は何回も聞きました。一番初めからそういう案が出ているのは確かで、それに対して意見も幾つかいただいた経緯があると思います。現実的に不可能であるという説明をいただき、了承したと私は思っています。時間はかかりますが、もう一度ここで皆さんに伺いましょう。

つまり、危険というのは、1つはワカサギに対する危険。もう一つは、浜をつくったものを維持することが可能かどうかという問題。要するに、周りを固めないで波にさらわれない浜をつくる自信がない。それから、土砂流出、栄養塩分の高い土砂が湖に流れ出ていくことがあり、それを前提にしていいのかという問題。それからお金の問題。国交省の予算の中で、それだけの大きい工事ができるかという問題。それらを勘案し、沼澤さんの意見は、理想論としては成り立つが、現実論として可能でないのではないかという技術的な検討の結果、今の話になった。あえてトライすべきだという考えがあるのも当然だとは思いますが。だからといって、しなければならぬともなりません。ここで皆さんのご意見を伺います。いかがでしょうか。

【植田委員】

沼澤委員の意見はよくわかりますし、そのとおりだと思いますが、全体の工程ありますし、これまでA区間で相当な努力をしてきたと判断してもいいと思います。つまり、この場で修正案を聞いてみて、それに対する対応をどう考えていくかを考えたい。

具体的にいうと、例えば23ページに水路断面が出ています。両面1対1で勾配が一様になっています。こういうものは1対1にせず、一方を土木的な補修をして、もう一方は自然勾配で、どのくらいがいいかは調べてください。

要するに、基本構造の配置はよい。しかし各々のディテールについては、今やっている自然再生の目標は、波があつて流れが変わり、光と水深とその他の影響によってどう変わるのかということ、この場では確認できる。こういうことを所長は全部知っているはずですが。それを我々が知らないのは、教えてもらってないから、これについてずれが出てきていて、私自身は、所長の言うことは全部他の地区でやったことがあるのでわかります。

要するに修正案のワンドの両サイドについても、それは一番上で波を受けるものと、両サイドでどう反響したら、どういう形でバランスにならなくてはいけないか。その振幅が同じになったら、コンクリートでつくらなくてはならない。植生対応するなら、左をコンクリートにしたら、右を土水路にして、蜚の水路をつくるということは、全国でやっています。そういう知見をもう少し入れてやるべきです。

次に18ページのワンドの形。形は、ポンチ絵にかいてあるものとしては非常に結構です。しかし、ディテールは、19ページのような土砂、その他からいうとこれは矛盾しています。

【前田会長】

済みません。時間の関係で、もし修正を考えていくのでしたら、内容の細かいことはまた伺います。

修正ということは、矢板を残してとなりますから、それは沼澤委員の提案と少し違いますね。

【植田委員】

修正をまずやってみて、来年度に変えることも考え、具体例も踏まえた中で聞いて、それでないものはどんどん走ってくれとお願いしたいわけです。

【前田会長】

わかりました。

【山根委員】

沼澤委員がおっしゃるのは、考え方として対案に近いでしょうか。確かにこの間の勉強会のときに話の機会があったかもしれませんが、協議会としてそのことを検討する場面は、なかったかと思います。

そこで、進め方として、もし対案的なものがあるならば、それを説明いただいて、それをどうするかを議論し、さらに、全体としてそれは置いておいていいのではないかという意見が多数であれば、次に、提案されたものについての修正や議論をしていくという進め方をすれば、論点が整理されるのではないかと思います。

【前田会長】

一般の論議としては、そのとおりです。しかし、対案が出され、国交省がそれに対応できるかということですが、国交省では、前の議論で、沼澤委員がそもそも自然とはということを経験されています。それから、勉強会もされましたし、アンケートも行っているはずですが、ですから、国交省は承知のはずですが、それを踏まえて取り入れた計画（案）は、結局、実施者となる者が、主体が国交省ですから、それをどう受けとめ得るか、そこを話していただけませんか。事務局というより、国交省としてのお考えをお願いします。

【沼澤委員】

それに関しては、私の提案をまだ聞いてない方が、公募委員の中でも半数以上だと思います。前回の8月末の勉強会では一部話しましたが、勉強会の場としての話題提供でしたから。それで、私の提案は、国交省の方に文書で提出してあります。その説明はしていません。

【前田会長】

ここは協議会で、みんなで合議しているのですが、国交省が「うん」といわないとだめなのです。少なくともA区間に限っては。だから、その前に国交省に対応があるかどうか伺いたいと思います。

【沼澤委員】

国交省の方は、私の案を踏まえて、「ここは可能です」「ここは不可能です」と話されると思います。しかし、聞いている方は、私の考えを知らないわけですから。

【前田会長】

沼澤さんは、意見という前に、初めから何回もいわれてますから、皆さん、大体ご存知だと思います。

【沼澤委員】

私は国交省には、図面もつくって、わかりやすく説明したのです。

【前田会長】

具体案はまた別です。非常に簡単にいえば、このA区間については矢板を撤去しなければいけないかということです。それが可能であるか、不可能であるかだけです。そこから先の考え方は、また先です。実際に可能かどうかは、物理的な問題で決まります。その物理的な問題について、発想法や理念は別と

して、国交省はどこまで可能なのか、それを説明してください、ということです。

【沼澤委員】

わかりました。

【霞ヶ浦河川事務所長】

沼澤委員から資料をいただいております。先ほど前田先生が言われたように、A区間、いわゆる議論するところと実施計画をつくるところは変えていきましょう。では、A区間で、今、何ができるのか。今、A区間の前に何があるか。ワカサギの産卵場所になっている。漁業の方とも話しましたが、一切の浚渫土は流さないでくれという話も出てきました。

ということで、協議会のコンセンサスもあるし、事業実施のコンセンサスもある中で、何が今の段階でできるのか。将来のこうなるであろうというものの推定値に対し、まずはできるところからスタートしてみよう。ある程度できるところから、まずは矢板を切って、前面に影響がないところを見て、その中で、どこまでなら矢板が外せるのかという順番を踏もう。今の段階で、国土交通省として、全面的にあの浚渫土を取ることは、できないと考えています。代案として、前の浚渫土を掘って、そこに砂を入れ、その砂の勾配を見て、どのようなエコゾーンができるのか、どんな魚がすむのかというのを見ながら徐々にやっていくのが現実的ではないかと思えます。

沼澤委員の意見もわかりますが、仮説があって、検証をやって、修正していきましょう。修正は全然構いません。とりあえず前へ一歩進んでみよう、という形で、この提案をしています。沼澤委員の意見を全面的にやらないという意味ではありません。ただ、今の段階でできるかどうかの判断をして、検証してから一歩一歩進もう。その方が、皆さんの影響力は少ないのかな、こう思った判断です。

【前田会長】

という話は、前の唐澤所長のときにも、B区間を考えるとときに、最初にそういう議論がされ、説明されたと思います。それを、皆さんは一応全体としては了承された。ということから、このB区間の話に入っていると私は理解しています。

それを踏まえて、沼澤委員の案を聞いて、対案という形でとらえたくはない。対案というのは、Aを立てたらBがつぶれることになってしまう。したがって、沼澤委員の案はだめということではなく、今のA区間についてはそぐわない。したがって、A区間とB区間をやったら、あとは成り行きに任せて手を抜くよという発想が国交省にあるかもしれませんね。

そういう話ではなく実は私は逆にとらえていて、沼澤委員の話は大変貴重で、そういうことはどこかでやらなければならない。どういう形の前に最初に、全国から注目されてと沼澤委員はいいましたが、そういう意味を持つので、そうしたものを持たないで、穴をあけただけで、霞の自然再生は終わりという話では、どうにもならないでしょう。

そういう気持ちではないということ、もう一遍確認していいですか、所長。

【霞ヶ浦河川事務所長】

穴をあけたから終わり、とは考えておりません。

【前田会長】

ということで、山根さんの、会議の進め方は大変普通でいいのですが、私としては、そういうふういきちっとしたくないのです。

【山根委員】

考え方は了解したつもりです。わかりました。

【前田会長】

では、ほかにご意見ありませんか。

【本間委員】

なぜ、私が協議会に加入しているかということ、水というものに対して、皆さん、関心を持っていて、ここに参加していると思います。自分の主張を通すためにやったと私も思いません。いろいろな方の話を聞いて、一步前進して物事を進めるための協議をしてほしいと思います。せっかく国土交通省からこの場所を提供してくれる。それに対して、ここを完成させるという目的を持った、いい協議会を推進したいと思うのです。その次に、また、こういうふうにやろうということ協議してほしい。それでよいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

【沼澤委員】

議論ばかりで先に進まないということで、委員の中にも焦燥感があるのは感じます。ただ、きちんと議論をして意見を出し合い、合意形成をしながらでないといけない。それを省略してしまつて、何か行動しようということになると、後から後悔が出てくる。それを私は心配しているので、もっといろいろな意見を出し合おうといっているわけで、先を急がずに、もっと丁寧に話をすることが大事かということで提案しています。AかBかという二者択一だとも、対案だとも思っていない。むしろ、よりよい案を出していかななくてはいけないということで出しています。私以外にも、似た案を出している人はいると思います。それを出す場がなく、国交省で適宜まとめてしまった案が出てきてしまい、どこに委員の意見が参考にされたのか、わからない状況になっています。それが問題です。

例えばA区間に関して矢板を撤去して、浚渫土が流れ出して、ワカサギ、シラウオの産卵場に影響するのではないかとすることは、私は最初に指摘した方ですが、それも私は考えています。図面を出しましたが、前面に浜堤ですね、バームを砂をもってつくり、その砂で一応の波止めをする。増水したときには、そこを越えて湖水が来ますが、湖水が引いていくときに栄養分を残していき、そこにアシやカサスゲなどの植生が2年もすればある程度回復してきます。植生が回復してくれば、もう泥は流れ出さなくなります。永山や石川の方でもそうなっているでしょう。

お金がないから、今のところできないのであれば、仕方ないですが。とりあえず矢板を一部切つて様子を見て、より理想に近づけていこうという段階的な考えであれば、それでもよいのですが、将来的には、このA区間は非常にモデルになるものですし、最初が肝心ですから、A区間が小手先の自然再生に終わらないように、思い切った本来の自然を目指すような再生事業をやった方がいいということで、提案しています。

【前田会長】

基本的には、ゆっくり議論に議論を重ねていくのが正しいと思っていますが、これは行政のやる仕事ですから。行政は、時間と金が自由にならないところですから、いろいろな行政的な手続等の関係から、もう召し上げだ。何にもやらないで、しばらくとなつていいかということ、個人的には考えるわけです。

例えば予算がついても、一回召し上げられると、復活は容易なことではない。それから、一遍に100よこせということは絶対ないので、3やって、それでよくやったら、次は4か5。それでなかったら、3年続いたらあとなくなるなど、リズムがありますから、これに合わせなきゃならない。それから、年

度末というものがあって、何か動かすとすると、工事などの手続があります。事務所は出先ですから、所長の腹一つでどうにでもなるものでもない。

それで、できれば年度内に手をつけていく形はつくりたい。ただし、沼澤委員がおっしゃるように、これは順応的ということを経験していますから、一回決めたら終わりではない。とりあえずこうやって、都合が悪かったら、また時を見て、理由をつけて、手だてが考えられれば、それで変更していくということは十分考えられます。

個人的には、ヤードがあり、そこへ何か少しやって自然再生というのはおかしい、という発想ですが、現実的にまず第一歩を出発させることから、少しずつ手をつけた形をつくっていく。この仕事は、息の長い仕事なので、できればここで、時間の関係から、恐らく今日あたりにこのA区間の実施計画の骨子を固めないと、はい、さようならになりかねないということにきていると私は思います。

大学も役所と同じで、私も概算要求を6月に始めて、お金と、それから余った金がどうなるかということとずっとつき合ってきましたから、大体見えるわけです。所長はそういうことをいいませんが、気持ちを勝手におもんばかっているのですが、できれば何か仕事ができる形に今日まとめたいということで、少し焦り過ぎたかもしれませんがそういう形でやらせていただければと思います。

なぜ、そういうかということ、このA案の修正について話し合いを始めてから、また根底からひっくり返されて振り出しに戻ったら、元も子もなくなりますし、少し時間がかかりましたけれども、そうさせていただいたわけです。

【飯島委員】

先ほど所長が言われた話ですが、この事業を一つの実験としてとらえ、これから大きな事業を進める上での参考にしたい。小さなモデルをつくってみたいということだと受け取りました。私はそれはある意味では賛成します。この事業の目的の中に、所長が言われた内容をきちっと明記していただいた方が議論が混乱しないと思います。矢板を小規模に切りながら、その後の現場の応答を見て、変化を見ながら、場合によっては砂を入れずに、ただ現状を掘り込んで、あるいは、現状のまま波の侵食を見るとか、いろいろなことが小規模ならできるでしょうから。それをやりながら、全域で今後どういう進め方が可能なのか。その辺を明記していただけないですか。

【前田会長】

今のは内容に入ってますから、その際に。

【飯島委員】

内容というか、今までの話の流れを受けての提案です。

【前田会長】

後でそれはもらいます。

【浜田（忠）委員】

第一漁業組合の浜田と申します。今の田村の話、私はあんまり出ていないので、理解に苦しんでいますが、この辺が現時点がワカサギの孵化率が一番いいのです。それで、ここへ人工孵化のために張り網を張ってとるのですが、矢板があって、砂は必ず最後は小砂利が来ます。それで、霞ヶ浦というか、田伏や戸崎からこの間で、一番ワカサギの孵化率がいいのが、うちの方の下なのです。今年、霞ヶ浦で9億やったのですが、2億は私達第一漁業組合でやっています。それももちろん加味していますが、この下へ張った張り網はかなりワカサギが人工孵化のときに入ります。

これは余談と思って聞いていただきたいたのですが、私は漁業組合の役員として、あまり極端な動かし方はしていただきたいたくないと思います。この間を、試験的にこうやるのはいいですが、あまり極端には動かしていただきたいたくないです。

【前田会長】

そういうことも事前調査の中でご意見をいただいていますので、社会の状況に配慮するという自然再生の趣旨の一つとして、入れざるを得ないということから、大きな変更は当面、今すぐは考えられないということも踏まえています。

【西廣委員】

沼澤委員の指摘を考えていたのですが、前回の議事録を見ても、「みんなでアンケートでもいいからA区間のアイデアを出し合いませんか」と私が発言し、やっていたいただいたもので、そういう面で責任も感じているのですが、アンケートをとっておいて、完全に無視して進めてしまうのは、今後の進め方としても問題だと思います。それを集計して資料としてつけるとか、本来そうすべきであったのかと思っています。

実際のところ、どのくらいアンケートの回答があったのか、回答された方が、今日出席されているのか。事務局はそれを見たわけですから、取り込んだ案をつくっているのではと思います。私は、専門委員ということで、少し早目に呼んでいただき、今日の資料は見せていただいたのですが、先ほど飯島委員が言われた試験的、順応的管理の実験としての位置づけなども、読んでみると明記されていたり、いろいろな意見が反映されたものが、つくられているとは思うのです。ただ、それがどう反映されたかが明瞭ではない。アンケートに答えた方が、出席されているのであれば、具体的にこれを見ながら、それに意見していくということでも、ご本人たちがよければいいのかなと思います。本来なら、アンケートの結果を資料とすべきと思いますが、まずは、どのくらいアンケートの回答があったか、今わかりますか。

【事務局】

今日、役割分担のアンケート回答は資料につけていますが、具体的に、アイデア、計画を持っているという回答は2件です。お名前をいってもよいでしょうか。

【西廣委員】

複数いるのですね。

【事務局】

はい。2名いまして、矢板の切断という提案は、中に入っています。また、配慮事項として、コンクリート殻があるので、その辺は配慮した方がいいというのがあります。

A区間とB区間について、回答をいただいておりますが、A区間は、国土交通省が提案している矢板の撤去については、基本的な部分では同じです。

【前田会長】

前回伺ったのは、A区間で、概ね穴をあけるという国交省案が出た後で、それを踏まえ、この中で役割分担等も考える上で、このような事業あるいはこのような形を展開するということについての案があればいただくことにしたわけで、根本的な設計について案をいただくわけではありません。しかし、それも含めて、案はいただいているのですが、時間の関係もあり、皆さんの了承をいただければ、国交省が取りまとめて計画案を出す方向で考えるため、計画案の細部について論議に入りたいと思いますが、よ

ろしいでしょうか。

では、資料の説明をお願いします。

【事務局】

資料－3「自然再生実施計画書（案）【A区間】」をごらんください。

○資料3 実施計画書（案）【A区間】の説明

【前田会長】

この自然再生計画書A区間の案は、協議会の名前でまとめられていますから、国交省がうんといつたらしいというものではなく、協議会として了承することになるわけです。この計画書案を送付する場合には、この計画にかかわる役割分担を個々の団体あるいは個人の承認の証が必要になりますか。事務局、どうですか。

【事務局】

具体的に誰がどういう役割をするかの明文化は必要です。ただし、個人名をどこまで書くかや、地方公共団体のくくりを書くかまで書いてありますが、それを一まとめにできないかというところについては、現在、上部機関と協議中です。

【前田会長】

特に団体及び公募委員ですね。協議会の名前では書くけれども、計画書は実施者が書くのですね。

【事務局】

そういうことです。

【前田会長】

したがって、協議会の会員ではあるが、A区間の実施にかかわらない、つまり役割分担を持たない者については、この計画書から除かれますね。

【事務局】

はい。

【前田会長】

逆に、計画書に載るのは行政及び各委員、特に公募委員の場合に限ると、この計画書に加わるためには、役割分担を必ず持っていなければならないのですね。これは協議会全体ではなく、A区間について何かやるかやらないか、役割を持つか持たないかで決まるわけですね。

【事務局】

そういうことです。

【前田会長】

そのときに、協議会の名前で書類を出すので、個人または団体の確認は要らないのかということですが、例えばこういうことをやりましたというので、最後に名前と書きますが、そこで署名捺印という行為を伴いますか。

【事務局】

まだ確認中ですが、判子をいただく可能性があります。

【前田会長】

個人でも判子をいただく。団体の場合は、代表者名の判子で団体として活動することになると思いますが、うちの場合は個人で入っている方が個人としての確認の印鑑ぐらいは必要になる可能性があるわけですね。

【事務局】

そういうことです。

【前田会長】

したがって、ここに分けている施工から環境保全、モニタリングなどの役割の中で、それぞれ何をやるかを明記する必要があります。協議会としてではなくて、環境省まで出していくための手続として、それが必要になってくる。

したがって、それをそれぞれ確認していただく。そのためには、中で何をやるかが確認されなければならないので、この案を協議して、修正が加えられるところは、今日できるだけ修正していきたいと思います。

ここで休憩をとりますので、これに目を通していただいて、修正が必要と思われるところを修正していただく。そして、その後、役割分担の可能なところ、例えばB地区の方が、この話はA地区の話だから、当面ここは関係ないよといわれるなら、それはそれで組織上はいいのですよね。

【事務局】

はい。

【前田会長】

したがって、協議会の全員が必ずしもA地区について参加しなければならないということではない。したがって、だれも参加しないといたら国交省が勝手にやることになりますので、そのところをいろいろお考えいただきたいと思います。

[休 憩]

【前田会長】

お目通しいただけたかと思います。それでは、まず初めに、A区間で何かやっていく理念、趣旨についてですが、計画書の初めに何か書いてあります。先ほど沼澤委員、飯島委員から意見をいただきました。こうしたことを、この計画書が踏まえているかどうかについて、事務局側で説明をお願いします。

【事務局】

実施計画書の「はじめに」のところでも書きましたが、中段の、「矢板が設置された範囲は、多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生という自然再生全体構想の『自然再生目標』から見ると、現状では、鋼矢板により陸域と水域が分断され『里と湖の接点』という面から問題が生じている。しかし、矢板の全面撤去は、ヤード内の堆積土砂（泥）の流出が新たな問題を引き起こす可能性があるため、現状での実施は困難である。そこで本事業では、矢板の撤去は一部にとどめ、小規模ながら水域から陸域への連続性のある環境を再生することにより、生物多様性の保全と、人と湖の接点の再生を目指す。

なお、本実施計画書に示した施工等の内容は、現段階で得られている対象地の情報を基に、今後の環境学習等の利用に十分配慮することを念頭において計画を行ったものである。今後の協議会での協議や

事前調査の結果等により、内容を適宜見直していくものである」。

これが「はじめに」の文章で、そのほか 16 ページに、3) 事業内容、①事業の目的で、同様に整理をしています。全面的に矢板を撤去したとしても、昭和 47 年当時の湖岸帯に戻すことは非常に困難ではないかということも、ここで書いてあります。

それから、小規模ながら水域から陸域への連続性のある環境の再生を目指すということとし、あわせて試験的にやることによって知見を得ることで、その後の施工の展開に発展させていくことができるのではないかということです。

理念としては以上です。

【前田会長】

P16 の事業の目的のところをいくと、この事業は知見を得るのが目的になりますね。「はじめに」のところをいくと、本事業では小規模ながらとなっていますから、「本事業では小規模ながらここをやる」で終わりになってしまいます。そういう解釈も可能なので、例えば「当面」という言葉を入れると、この事業は先ほども言ったように今が第一段階でエンドレスになる。したがって、この先は知見を得ながら、まだ改変する可能性があるというニュアンスを残せると思います。

例えば、1 ページで、「現状での実施は困難である。そこで本事業では、当面、矢板の撤去は一部にとどめ」とする。いつとはいわないが、場合によっては考えることもあり得るというニュアンスを残すという工夫は可能ですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

飯島委員と沼澤委員が言われたように、これは試験的に小規模でもやっていくのが重要、という心がここに書いてあり、そこで、本事業では小規模ながら、目標はある程度達しようとして書いてあり、一番最後の行で、「今後の協議会での協議や事前調査の結果等により、内容を適宜見直していく」というのが、拡大に結びつかないのであれば、この中で、今会長が言われたように、「そこで本事業では、当面」という文章を入れることはやぶさかでないと思います。

【前田会長】

つまり、当面の事業を本事業といっている感じですが、自然再生協議会の事業というのはこれだけにとどまらず、今後も長期的に続くのですから、それが本事業と考えると、とりあえずというニュアンスが入っていれば、あとはまた違うという解釈ができるわけで、これで言い切りになると、それで終わりということになってしまうので、その辺の工夫ができればと思います。

これを踏まえて、理念等についていかがでしょうか。

【植田委員】

今のことは、当面ということを入れるか入れないかという表現上の問題もありますが、同様に、今日の討論議題である自然再生法の計画書そのものの構成が、これは工事計画書であって、自然再生の計画書ではない。どうしたらいいかの修正案を具体的に話をします。今、討議になっている「はじめに」の中でその用語を入れると同時に、それを入れるとしたら、この計画書の内容がどうなっていないといけなかったのかを修正案として示しますので、聞いてください。

20 ページで、A 区間の作業計画平面図として、それまでに流れてくる構成と、この 4 つまで行くことは、非常にいい案です。ただし、これはあくまで我々がやろうとする目標のことなので、このおのおの目標についても、まだ細分的な修正案が要りますが、何がこの計画書の中で欠落していて、揃うかと

いうと、この目標を達成する機能上に必要な構造や、施設の配置という事がフォローされていないから、現段階の中でワンステップがどうあって、次の修正にどう向かうかということの、それが入っているか入っていないかということは、最初の目次に上げると同時に、この中で、可能な限り入れないといけません。

次に、ワンドを創生する、それは結構ですが、そうしたならば、これを作成するために必要な機能や構造は、例えばヤナギだったらどういう方法があり、どういう造成があり、どうなっているのかは、もう既に霞ヶ浦の周辺で浚渫をやっているし、土砂吐きもやっているし、全国でもそういう土性関係のところはやっている大学もあるし、西廣先生に聞きに行けばいいわけです。例えばヤナギの表土組成の構成のためにこういう砂があって、どうなって、どうするということが、キーワードでフォローされないとなりません。

例えば2番目のところ。ワンドや観察路という話ですが、これは単純に通水路で両側を1対いくつの勾配でやるような土木工事はせずに、自然再生の水路ですから、両面の勾配をかいてやるのが常識です。そういう機能はどうやったらいいか。

3番目のところの、水の流れを設置し、ワンドの施工時に活用する。これは精神分裂です。ワンドの施工時に重機を入れるのは、関係ない話で、工事の土木屋の話だから、設置して保全することで切って、目標の設定だったならこんな蛇足は要らない。かわりに、そうするためには、ワンドが形成されていて、植生と光とエネルギーを全部するためには、今までのところは砂まじりの土壤限界や保全限界はわかっているが、シルトやもう一つ小さいクレイの工程の中で、だんだん種ができていく。その分野が今だんだんわかっているはずです。そういう動向がどうなっているのかを簡潔に入れる。

それから一番最後のところも、植生が混層すると、そういう中で競合しながらできていく環境をつくらなくてはいけない。そういう構成目標があって、このところでおのおの、土が要ったり、鋼矢板が要ったり。下の説明と、ここで目標を掲げているものと、それから計画書で前段といったものが、この計画書は土木工事の計画書でしかない。自然再生の計画書に合うように、だれが見てもこれがわかるように、それがなぜ必要なのかということは、今、各ページのところで、そういうことを踏まえていうと、沼澤委員や飯島委員の話が具体的になるわけです。この計画書は、そういう形で、どこかの時点で修正、補正する。完全なものにしてほしい、できるという提案です。

【前田会長】

私も、今までの他の計画書と比べると、言われるような点が、ほかでやっているものを参考にしても、欠けていると思います。しかし、一方で、ある程度議論をしてみたのですが、どのような絵がかけるか、想像できるか、わからないのです。いってみれば、あるものをあるスケールで物を考えるには、植生なら植生を考えるなら、それを考えるに必要なスケールというのがあるのですが、そのスケールに達していないのです。ここでやっているのは、非常に細かい話です。特殊性であって、例えば土質土性というもの、細かくいうとめちゃくちゃです。それは当たり前です。あちこちから持ってきた泥を入れているのだから。それで平均値でどうのという理屈もできない。とりあえず、皆さんがだめだといわなければこれでやってみるか、というぐらいで私も見えています。何かいい案があれば教えていただきたい。

そのほかの点についてもご意見をいただきます。いかがでしょうか。

例えば、穴を掘って、ほっておけばいいかということ、そんなことはなく、ほっておけば埋まるだけです。埋まりたくなければ、いつも掘らなくちゃならない。恐らくこのまま置けば、3～4年たてば、マ

コモか、ヒメガマなどが茂ったジャングルみたいなものができるだけだ。それが嫌ならば、そうならないようにしなくてはならない。そういう手だて、なぜそうで、なぜそうしなければならないか、したがって何をやるということが書いていないのです。そのためにはという組織も固まっていないし、ほかのところと違って目標が定かでないので、そこが知見を得るところで、とにかくやってみるという、いわば無責任を形になっているのは確かです。

観察路といっても、何を観察するためにどうつけるのかわからないでしょう。ヤードの中はもっと広いので、東側にはヤナギのやぶのようなところもありますが、それは放置するのか。ある程度利用や観察、あるいはヤナギは、ほっぽっておけば、そのうち台風でも来ればひっくり返りますので、そうしないようにするのか。ひっくり返った後は恐らくセイタカアワダチソウになるので、そうならないように管理するのか。そのあたりも触れていません。

【山根委員】

質問をよろしいですか。20 ページでワンドのところに吸出防止材と出ておりますが、これはどういう素材のもので、これで十分だという知見を得たのだというご説明でしたが、その内容はどんなことなのか、ご説明いただければと思います。

【事務局】

まず吸出防止材の材質ですが、通常、土木工事で使われる材料で、河川の工事で主に使われている材料で、水と接する部分の土砂が水の中に流れていかないように抑える材質です。厚さが 10 mm ぐらいの繊維質の布のようなものをイメージしていただければと思います。

【山根委員】

フェルトみたいなものですか。

【事務局】

そういうものです。

【前田会長】

いわゆる合成樹脂でできたじゅうたんみたいなものですね、細かい網の。

【霞ヶ浦河川事務所長】

そうです。

【前田会長】

で、じゅうたんをかけて抑えておこうというのでしょうか。布団ですね。

【本間委員】

矢板の開口部、これは丸をただつけるだけですか。なぜ質問するかというと、自然の力の補強の建築基準法にのっとった設計なのか、もしくは、これに対して水圧に耐えられるようなもの、それからこちらに穴をあけたときに土石流が流出しない、沈下してから開口するとか、水門みたいなものづくり方をしたのか、それを聞きたい。

【事務局】

22 ページに詳細図がかいてありますが、当然、矢板の安定性は計算で確認しています。

【前田会長】

安定性の確認というのは、穴をあけても矢板が大丈夫だという安全性と、もう一つ……

【本間委員】

水の力ですね。矢板を切り抜くという作業、これに対して強度、今現在、おそらく土で強度を保っていると思うのです。ところが、中を開口すると同時にワンドをつくるということになると、板全体の力で補強ができるという設計、それよりもここに対して例えば何か物を置くとか、あるいはコンクリで強度をつくるとか、何かの形がないと、これは多分、中の土が流出する可能性が高いのではないかと私は思います。

【前田会長】

中の土が、ですか。

【本間委員】

そうです。

【前田会長】

中の土を流出させない仕掛けというのをいろいろ考えているわけですね。で、その問題と、矢板自体がもつかどうかということで、矢板自体は穴をあけても大丈夫で、上を補強する。てっぺんまで切らないで、天井はつけて梁の部分でもたせるような工夫をするということですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

上のコーティングが危ないのです。だから、今、補強でつなげて、上はもたせる。

【本間委員】

そちらは国土交通省さんの方にお任せします。もう一つ知りたいのは、霞ヶ浦の水の中に含んでいる農薬です。なぜ、これを質問するかというと、今から10年前と今現在の水質、この中に含んでいるのはかなり濃度が高いのです。そうすると、ここに生えるべき水草、エビモやササバモは農薬で溶けてしまいます。これがほんとに再生ができるような水質が、この水の中に来て、ほんとに生えるのかという心配もあります。ということは、水の流れがなければ、当然、これはあり得ないという想定ができます。

【前田会長】

その点は私の方から知見でいいますと、生えないものは生えません。ここでは、生えられるものしか生えないということはいえます。今、霞ヶ浦の周りでは、生えられないものは既にほとんどないですよ。ね。ということは、ほかにあって、やっと生えているものをここへ持ってきても、当面はだめだろうということになります。当面は何にもないから、とりあえず、そこら辺に少し残っているもので、生えてもらうものには生えてもらう。砂の中に種が残っているようなもので生えてもらうと考えるしかないと思っています。

【本間委員】

アサザを植えるとか、ヨシを植えるとか、何かの人工的なものを植えて、早く人工的につくれる自然再生、これを目指した方が早い気がするのですが。

【前田会長】

そういう考え方もあり得ますが、多分ほっばらかせばなかなか容易でないものを、ちょっと手を加えれば、あるものを意図的に移植するとか、飯島委員のところみたいにバケツでつくって苗を植えるとか、そういうことも含めてやるというならば、その方がある形はとれると思うのですが、国交省では、今、そういうものについては一切触れておりませんが、そのあたりは皆さんのお考え、あるいは行動力に依存するというので、いいですか。

【事務局】

はい、協議会の中でいろいろご意見をいただければと思いますが、まず国土交通省でどう考えたかという、全体構想の中でも、できるだけ人工的なことなく、自然の力をかりながら経緯を見守っていったらどうかという考え方もありましたので、そういった考え方に基づくと、航路浚渫した土砂の中にシードバンクがあるのではないかとということに着目して、こういった計画をつくっています。

【前田会長】

これを、詰めなければならぬとしたら、少なくとも1回以上は時間をもらわないと詰められないと思います。こういう問題は皆さんと協議しないといけない問題です。当面は、国交省の考えに従って、まず砂を入れる。で、砂の上に、その砂は多分、埋土種子を余り持ってなさそうな砂なので、必要に応じて、場合によっては、その上に浅く、よそから持ってきた浚渫土をまくということはあり得るのか、ないのか。

【水資源機構】

先ほどのシードバンクの話ですが、私ども、毎年、霞ヶ浦周辺で船だまりの航路維持浚渫で、大体1万立米から2万立米掘っていますので、そうすると、そこで自然の力をかりるということであれば、種がなければ、毎年必要に応じて皆さんと一緒にバケツでまく、そういう形でシードバンクの砂を補給するのもオプションの一つではないかと考えています。

【前田会長】

その場合には浚渫土を準備していただける。

【水資源機構】

ただ、時期は、漁期がありますので、ワカサギの漁期が終わった1月から2月の間になります。

【前田会長】

時期は決まってしまうますが、そういう作業は、我々がやる気があって、手が出せれば、トラックで持ってくるころまでは水機構が持ってこられると。

【水資源機構】

堤防の上までは持っていきますが、堤防からワンドまでの移送については皆さんでということもあるかなと。

【前田会長】

みんなでまくということですね。それも含め、そういうことが可能かどうかを皆さんで協議して、やれるならばやって、それでも不足と認識された場合には、次の手段として、もう少し人工的な手を加えるということが必要かを協議していく形で進められたらありがたい。したがって、今それをびっちり決めるのは容易なことではないから、そういう心積もりで、冬ぐらいまでに話を決めたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

【沼澤委員】

そういうのもやっぱり、矢板を一部切り取って、小規模なワンドをつくるという当初の考え方からすると、どうしてもいろいろな問題が出てきて、それをまた対応するために別の考え方が出てくるということになり、なかなか屋上屋を重ねるようなことになりかねないという印象なのですが。

例えば、20ページの図面でエンジ色で塗ってある広さは、縮尺から考えると、ちょうどこの部屋くら

いの大きさだと思います。そこに柱がありますが、柱の間に1 mくらいの窓、水を取り入れる窓があくというイメージかと思います。

そうすると、さっきの角落としては、増水したときや波が強いときには水が入ってこないように防ぐようですが、角落としての構造はともかく、増水したとき、波が強いときには、せっかくのワンドをつくった植生がどうなるかをモニタリングできなくなるわけです。そこで水をとめるわけですから、人工的な環境をつくってしまうわけですね。ですから、風が強いときでも、強いガラス温室の中で植物が守られていると同じことになります。ここまで考えると、植生管理ではあるけれども、自然再生といえるのかどうかということになってしまいます。

あと植生の管理でいえば、33 ページですが、植生管理をした場合と、しなかった場合の植生の予想図が出ていますが、これも人によっていろいろ考え方が違うだろうと思います。つまり、施工後2～3年後、実際に植物が生えてきてから考えてもいいのですが、ここで見ると、ヒシは水面を覆うので、下に光が入らないからエビモやササバモが生えにくいだろうから、ヒシは撤去すると書いてあるわけです。先ほどの平野課長のお話だと、よくない植物が生えてきたら抜くということで、ためらいがちにおっしゃっていましたが、そういう管理をするのかどうか。

では、アサザはどうなのか。アサザも浮揚植物だけれども、抜き取るのか。そういういろいろなことを考えなくちゃいけないわけです。それから、キシユウスズメノヒエもあちこちにありますが、これが生えてきたらどうなるのか。抜くのかどうか。それから、ヒメガマは在来種だからいいのかというと、ヒメガマは余り砂地には生えていないですよ。そんなことをいろいろ考えなくてはいけません。

だから、こういう狭いところでいろいろ人工的なことをやってしまうと、ほんとに頭が痛くなってしまうので、きちんと自然再生だったら本来の霞ヶ浦沿岸帯に戻すということを考えた方がいいのではないかというのが私の考えです。とりあえず、角落としての件をどう考えるのかと、植生管理をどう考えるのかをお答えいただきたい。

【事務局】

角落としをどういったときに機能させるかということですが、台風のとときにそれを締め切るという目的ではなく、前面に浚渫土砂、泥が出ていく可能性があるときに締める。

具体的にいいますと、工学的な予測をもとに、砂の置き換えをすることによって、こういう勾配が生まれるだろうとしていますが、予想外の出水とかがあったときに、吸出防止材のところまで砂がえぐられてしまったりしたときには、何か蓋をできるようなものをつくっておかなければいけないということで、泥が出ていかないように配慮するための角落としです。

【霞ヶ浦河川事務所長】

危機管理ですから、ふだんは締めません。

【沼澤委員】

台風が来たときには、当然、泥を巻き上げているわけですね。

【司会】

台風が来たときではなく、先ほど調査課長から説明したのは、一応計画上はこれ泥が出ないだろうとしていますが、自然の状況の中でどうなるかわからない中で、もし、この砂がとれて、泥が少し見え始めるときには、これを締めるということです。ほんとの危機管理で、最終的に、今の知見の予想外のことが起きた場合において締めるということです。

【沼澤委員】

では、増水しても、台風で波が高くても、基本的には締めないということですね。

もう一つの植生管理の方の基本的な考え方は、これはもちろん合意形成がなされていないわけで、難しいところだと思いますが、いかがですか。今、議論しないで数年後でもいいのですが。外来種だからだめとか、いろいろな価値観があるわけです。それがほんとにいいのかどうかは……

【前田会長】

そういう発想も容易じゃないですよ。何がいいか悪いかはわからないですが、そういうことはどうだということを、よく見ている人は極めて少ないわけですから、こういうものだというをお互いに認識するための場として使うという言い方になるわけですが、「やっぱり、これではしかたない」と皆さんが言われたときに手入れをするといっても、せいぜい、マコモ刈りというのが昔からありますが、昔風でいえば、いわゆる溜め池の管理というのはいろいろあるわけで、そのうちの水抜きのようなことはできませんから、草を抜くというのは実は容易なことではないことを皆さんご存じないから、平気で抜くと書くのですが、とてもできるわけではないです。そのあたりは皆さんで、こういうものだ、それも自然だという合意になるのかどうか。

どのみち、このような浅い水たまりは、やがて陸化しますから。それもいいとするのかどうか。様子を見ながら、そう長いことはなく、6～7年見ていれば大体見当がつくわけで、そこで皆さん初めて、こういうものだというを踏まえて、次のステップが考えられるのかなという、非常に非科学的、経験的なことを重視した方向で行くしかないということで、こういう国交省の書かれたものの工学優先ということを、今は仕方ないか、と私としては思ったわけです。

【有吉委員】

前回9回でお願いした工事の資料について、協議会資料の3ページに「A区間の浚渫土仮置きヤードの工事履歴」と書いてありますが、これは契約履歴ですよ。要するに、取って何立米取ったのか、ここに何立米入れたのかが一番大切なことだと思います、ヤードの場合は。要するに、底泥、汚泥を取ったのですから、どこを取ったかが一番大切、それを聞いたかったのです。

【前田会長】

簡単に説明できますか。

【事務局】

過去の資料を調べるのに手間取っておりますが、この工事の性格上、ああいった矢板で広い区間のヤードがありますが、各工事どこに土を捨てに行くかが、割と現地で判断する部分が多く、どこにどのぐらいの量が入っているかの把握がよくできていないのが実態です。

ある程度高さは、ここにも情報はありますが、なかなか詳細なところまでは調べ切れていないのが実態です。

【前田会長】

とにかく、あれほどの浚渫のためにつくったのですか。

【事務局】

そうです。

【前田会長】

ということは、土浦入ですか。

【事務局】

土浦沖と高崎沖の両方です。

【前田会長】

土浦沖、高崎沖、及び大きな河口などを浚渫しましたね。そのころのものですか。

【事務局】

年代的にはそうです。

【前田会長】

霞ヶ浦の広い区間を、今、カスミザウルスでやっているような工事の泥ではないということでしょう。

【事務局】

そういうことです。

【有吉委員】

もう一つ、9回のときに所長は、浚渫泥を湖に再び出すことはしない、という話でしたが、A区間の置換砂にB地区の堆積土を使うと書いてありますね。これは底泥浚渫したものをまた使う。粒径加積曲線を見ても50%以上は砂でしょうが、粒径加積曲線を見ると、上の方は結局小さいのが少ないですね。底の方に小さいのが多いのは、恐らく上の方は雨で流されたのか、乾いたときに風で吹き飛んだのか。B地区の土をここに置くと、それが流出してしまうのですから、ヘドロの流出は同じことが起こると思います。ヘドロ浚渫は、ヘドロを取ることが霞ヶ浦の浄化に効果があるので取っているのです、それを再び流出させるのは、やはり再生事業として問題があると思います。

【前田会長】

少し違います。水機構、今、持ってくる土は、どういう砂、泥ですか。

【水資源機構】

資料3、19ページの粒径曲線で説明すると、A地区というのが今、湖側の粒度分析の結果ですから、その中の②を見ると、線が4本引いてあります。上の表層、緑色やブルーのところ非常に粒子が細かい。ですから、 d_{50} という、1m以下の深いところについては、立っている粒度曲線になっていますが、A地区については上の2本のような、非常に横に寝た、とても細かいシルトや粘土の部分、これをヘドロという言い方をしています。

次に、B地区のNO.4の粒度の図ですが、これは非常に粒度が立っている形で、霞ヶ浦の平均の粒子の大きさは0.2mmと湖の中で洗われ、私どもが今、航路浚渫をやっている水深が1mとか2mのところの砂については、細砂という言い方をしていますが、こういう砂が現状で入っています。

B地区のNO.4が、私どもが水深の1m辺で取った砂を持っていったので、湖の中には大体こういう砂が流れに応じて動いている、とご理解下さい。その砂を現地の方へ持っていくと理解してもらえればと思います。

【前田会長】

ヤードの中に入っているのは、ヘドロというか、有機物の多いところを掘って、仕方ないので揚げたものだ。置換砂として上へかけようというのは、霞ヶ浦の浄化のための浚渫土ではなく、航路等が埋まらないように取っている、動いている砂。それを水機構が持ってくるという意味で、非常に粗い、余り養分が溶け出さないもので、それを置換砂に使う。ということですね。

【水資源機構】

そうです。

【有吉委員】

しかし、19 ページにはB 地区の浚渫土を使うと書いてあります。

【前田会長】

浚渫ですが、底泥浚渫には違いがないのです。

【水資源機構】

平成 16 年に、1 万位ここに仮置きしました。その時期からこういう話があったのです。先行投資と
いうか、ストックしたものを、今度は実際使うというのですから、通常……

【有吉委員】

B 地区には船だまりなどを浚渫した土を入れているのですか。

【水資源機構】

説明しますと、④と⑤にあります。多分、底泥浚渫で、浄化のために浚渫したものは、⑤の非常に
横に寝た、とてもシルト分の多い砂ですね。ところが、④のように非常に立っている線は、これは砂っ
ぼい線が立ってくるので、ここに使っているのは、そこの1 万立米や1 万 5,000 という限られた量しか
ないのです。ほかの、例えばここで10 万、浚渫土を取ってれば、10 万はこういう⑤のような、非常
にシルト分の多い底泥浚渫の砂で、1 万ぐらいが航路浚渫した、いわゆる細砂といいますか、④の砂が
その程度しか今残っていませんが、それがストックしてあると理解してもらえればと思います。

【有吉委員】

では、ヘドロは流出しないと理解していいのですね。

【霞ヶ浦河川事務所長】

そうです。

【前田会長】

ヘドロを逃げ出させないために、いい砂で表面を押さえてしまおうという発想ですね。

【霞ヶ浦河川事務所長】

そうです。

【前田会長】

ほかにかがでしょうか。

【浜田（文）委員】

確認ですが、20 ページの矢板を切る場所についてです。東側は、処理ヤードの隅、東側のところを切
るようになっています。さらにその東は、ほとんど陸地化してゴミのためのような状態です。ここを切る
のは、今のA 区間だけでなく、さらに弁天様の方へ通じるような、連続して考えていくものかどうか、
確認します。

もう一つ、土浦寄りの方の広いところが手付かずであります。これは将来、何年後かに同じようなこ
とをやろうと考えているのかどうか、確認しておきたい。

【事務局】

土浦寄りの方については、南側のこの2 カ所、小規模の改変をやって、ワンドの形状はどういったも
のできるのか、植生の変化をモニタリングして、その後、協議会の中で結果をどのように評価するの
かという協議のもとに進めていきたいと思っております。

【前田会長】

それだけですか。

【浜田（文）委員】

もう1カ所、東側のワンドの方の、横の方を切つてあるという話です。

【前田会長】

東側に旧来の植生地が……

【浜田（文）委員】

ありますね。この辺は、ほとんど陸地化しています。

【前田会長】

堤外地がありますね。その堤外地は、当面、工事はしない。しかし、協議会の中で、ある程度手を入れるという話になれば、それはあり得ると考えてよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【前田会長】

周りのゴミが結構あつたりするので、それを片づけるとか、国土交通省で張つたフェンスがひっくり返りかかっているとか、そういうものも含めて、今後どうするかについては、別途協議の上、方策を考えると理解してよいですか。

【事務局】

はい、結構です。

【前田会長】

ただし、資金が非常にかかることはやらないのですね。

【事務局】

それはご相談で。

【霞ヶ浦河川事務所長】

予算の範囲で。

【西廣委員】

先ほど沼澤委員から、植生管理は難しい、と問題提起がありましたが、資料 33 ページですが、何でもいので増やしていくのか、あるいは生物多様性の保全を重視するのか。簡単にいうと霞ヶ浦から絶滅する心配があるものを優先的に守る、日本全国で危険な状況な生き物の種類を大事にすることが目標になります。何をとるかは、価値観の問題になると思います。

自然再生推進法という法律自体が生物多様性を大事にしようという価値観でスタートしているので、ここで議論される内容が生物多様性の保全にかなう内容になっているのかを見てアドバイスさせていただく、というのが私が座っている理由だと思っています。この絵をかくのも口出しさせてもらいました。

生物多様性の保全の理想を追求すれば、やるべきことがいっぱいあります。植物だけのことを考えたら、沼澤さんが前に提案されたアイデアの方がはるかにいいですし、もちろん、ほかの動物や今の産業等との兼ね合いで難しいので、その理想は追求できない。

ここに出ている2つの案について、上の案は植生管理を実施した場合の方が、下の実施しない場合に比べ生物多様性の保全という意味は高いのです。沈水植物等を維持できることは、霞ヶ浦で消えかかっ

ている植物たちなので保全上の意味は高いのですが、手間がとてもかかるので、みんながそれを大事にしようという合意がなければ実現はできないと思います。

というように、どちらの方が生物多様性の保全という目的に適しているかをアドバイスできますが、実際にどこまで実現させるのかは、かかわる全員で決めなければいけないでしょう。

私は保全の立場から植生管理をすることがよいと思います。とても大変なので、みんなでやりましょうか、とならないと、これは絵にかいた餅です。

定性的な話ですが、下に「期待される効果」という表が書いてあります。生物多様性の保全につながる意味では、植生管理をした方が、心配される生き物が維持できる。植生管理をしなくても、数年間生えていたということも無意味ではないので、×ではなく、△をつけてあります。また、ある程度種類を問わず生えていれば、ほかの機能は達せられるので、魚類の産卵場としての機能や、環境学習の場としての機能も適当に考えてみました。参考にさせていただいて、次回以降になりますが、植生管理をやっていくのか、やらないのかということ、この場で議論する必要があると思っています。

【前田会長】

私も基本は賛成ですが、実は困ったことがあります。役割分担をうそでもいいから決めないといけないのです。法律にのっとった書類をつくらなくてはいけない。

そのときには、私はとても参加できないという方は当然あっていいわけですが、沼澤委員は、できるところはこの部屋ぐらいだろうという話ですが、私の感じでは、広がったら話にならない、全体、周りも含めてこの部屋へ入る程度の大きさで、深さもせいぜい 40 cm ぐらい。つまり、胴長は要らないようなレベルの、ひざまでの長靴でできるような仕事が大部分ということで、道具は、ウンボみたいなものは要らない。機械力で要るとすると、基本的には耕運機レベルが最大かなと。いければ、かまとマンノウですね。という狭いところなんです。10 人もかかれば何かできるというレベル。そんなイメージです。

事務局、結局役割分担を定めないと計画書ができないのでしょうか。どのようにまとめるのか、予定を話して下さい。

【事務局】

最終的に表記の仕方——これは国土交通省、環境省、農林省等の大臣に書類を提出するという法定事項ですが、そのときに、先ほどあったように個人名で全部出さなければいけないのかを現在確認中です。その前に、前提となる皆様がどういうお手伝いをしていただけるのか集約しておかないと、役割分担の表がつかれないと思っています。

【前田会長】

お手伝いではなく、平等です。

【飯島委員】

これだけの規模ですと、計画されている管理はかなりの労力だと思います。似たようなワンドは、11 カ所の緊急対策事業でも実施されていますし、西廣委員が意見をいってという話ですが、緊急対策の知見に基づいて予測を立てていると思います。実際にはこの規模でも管理し切れないでしょうし、機械的なものを使わないと不可能だと思います。それから、数年後にはヒシやヒメガマ等の抽水植物ですべて覆われる状況になる。現にそういうワンドがあるわけです。それぞれ地形も違いますし、条件も違うのですから、事業を実施するに当たって、緊急対策で得られた知見を国交省からフルに出していただいて、私どもは現場でやっていますから、よくわかっていますし、実際の労力の程度もわかります。これだけ

の規模のものを実際に前田先生がいわれたように、スコープやかまでやるのは、不可能ですよ。

【前田会長】

恐らく、そのレベルしかできない。

【飯島委員】

ヒメガマで覆われるんです。

【前田会長】

そうなんです。

【飯島委員】

そういうことを想定して議論した方がいいと思います。

【前田会長】

この絵のようになるとは私も考えられない。置いておいたら、3年ぐらいだろうという気がします。だけど、それを見ながら、何か手を——やるとすればマンノウやかま程度で、それ以上の仕事をみんなやれといっても無理だろう。限度をそのあたりで想定して、果たして参加できるかどうか。それでも参加できないということもあり得るわけですが、やっていこうという方が仮にゼロだったら、国交省が幾らやれといってもできないわけで、何人かいらっしやれば、できる範囲で、どのように工夫して、形をつくっていくかを改めて考えることも可能かと思います。

【飯島委員】

人力で実施できる範囲はある程度予測できます。それを設定した方がいいですね。

【前田会長】

そうです。人力を確保できるかどうか、前提にあるわけですね。実際の作業は、会員以外の方で賛同される方が参加していくのは一向に構わないし、特定の団体、よそから見ますと幾つかの加盟の団体が責任を持ってあるエリアをやるという分担をしているところもありますし、それはこれからの工夫です。

今日はそこまで決めませんが、こういった作業に、やってもいいと考えられるか、とてもだめだと思えるか、という確認は最低しておかないと書類がつかれない。事務局、今後の形として具体的にどうしますか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

33 ページの議論で、右下に行くか、右上に行くのか、どちらを目指すのかの方向性だけは決めておいてほしいです。

【前田会長】

ということは、穴ぼこを掘ったらほっぽっとけというのが1番。それ以外に、ほっぽっただけではなくて、見ながら、多少何かやっていこうというのがその対極。段階はいろいろありますが、オール・オア・ナッシングで行くしかない。所長、そういう意味ですね。

【霞ヶ浦河川事務所長】

皆さん方は、維持管理をやっていこうという方向でよろしいでしょうか。

【前田会長】

ここだけは書かないと基本ですからね。

【霞ヶ浦河川事務所長】

どちらに行くか、方向性を示さなくてはいけないので、我々の協議会は上を向くよという、その方向だけは決めてほしいです。何も管理しないというのもあります。

【荒尾委員】

今までずっと話を伺わせていただいています。今日、B地区についての話が一切出てないですね。実際につくった後どうするかという問題は、A地区、全域から見ますと、B地区を仮にいつ始めるかという問題とも絡むとも思いますが、この保全の問題はもっと深刻な問題になるという気がします。

【前田会長】

言われるとおりですが、まずA地区が超えられなかったら、B地区が超えられるわけがない。A地区にある関所が我々の力でどこまでクリアできるかを見極めた上で、B地区を考えましょう。

結局、上向くか、下向くかは、つくったらつくりっ放しというのが一つであり、もう一つは、程度の差こそあれ、とにかく手を入れていこう、管理しよう。管理目標をどこに置くかは、見ながらまた考える。何かやっつけていこうという方向で計画書をまとめたいというのが国交省の原案です。

それに対して、反対の方、ご意見いただきます。

【沼澤委員】

もし植生管理や管理をしない方向性が反対だとすれば、私は反対ですね。もし管理をしたとしても、せいぜい3年くらいが限度だろうと思います。3年、5年以上情熱を持ってこれに取り組める人がどのくらいいるか。管理するとしても、難分解物のゴミ等が漂着した場合に拾い上げるくらいの管理でいいのではないか。前田先生が言われたように、いずれここは浅くなり植物が生えてきてやぶになって、陸地化する。これも霞ヶ浦の本来の沿岸帯の生態系の遷移の姿ですから、それを10年、20年かけて観察するのも自然再生の一環です。丁寧に管理するとなれば、都市公園と同じですよ。都市公園に雑草が生えれば刈り取りますよね。同じことをやるのかと我々はよく考えなくてはいけないと思います。でしたら私は放置した方がいいという考えです。

【西廣委員】

ほっておいたものが自然ということでは、少なくとも自然再生事業でいっているのは違いますね。例えば里山などの、人間が管理することで維持される自然も、すべて自然再生の対象ですから。要するに、人間が自然とどうかかわっていくかを考える中で、生物多様性や生態系の仕組みを考えていきましょう、そういうことを意識した自然とのつき合い方をしましょう、というのが自然再生事業です。その中で、ここでは抜いたら不自然とかいうことは決してない。都市公園の管理とは意味が違うと思います。

都市公園のように、見た目がよく、犬の散歩をしやすいという目的であれば自然再生ではないですが、生物多様性の保全などを目的として管理をするのであれば、それは公園の管理とはかなり異質のもので、自然再生事業の中で位置づけても全くおかしくない管理であると思います。

【飯島委員】

今の西廣委員の意見とは少し違うのですが、里山的な自然に対する働きかけという文化的な文脈と、ここでいわれている働きかけは違う意味があると思います。ここでは、もし管理という働きかけをするのならば、自然の中に起きているダイナミクス、あるいは物理的な機能を再現するのか、という科学的な根拠づけをした上でやればよいと思います。そういうことをむしろ専門委員の方からはいただいていた方がいいと思います。

【西廣委員】

私、里山という言葉を使っていた……

【飯島委員】

そう伝わっていないと思います。

【前田会長】

基本的に湖岸というのは、ターバランスから始まるところのディスターバンスが維持されない、要するにかく乱が継続——間欠的に続かないともたないところです。人間は、特に今のところは、それをみんな静かにさせよう、おとなしくさせようとするから、人間が時々いじめてやること、自然のかわりに手をかけてやるというのが一つの自然再生だという考え方は成り立ち得る。

【西廣委員】

少し違うと思います。自然によるかく乱で沈水植物が維持されるのは、かなり限定的な条件だと思います。今のように水質が悪くなければ、沈水植物はもっと深いところで生えるもので、今の水質で生えるには浅いところでなくてはいけない。浅いところはガマも生えてしまう。別に自然のかく乱でガマがなくなって沈水が生えるというのは、それほど自然の働きの中でなかったと思います。だから、自然が失った機能を単純に代替しているというのとも、少し違うと思います。やはり生き物の種類を守っていくために、どういう条件をつくる必要があるかという科学的な知見を踏まえて管理していくことです。すべて自然の働きをまねする——もちろん、基本的にその考えは必要ですが、そうしなくてはならないというものでもないと思います。

飯島委員の意見と私の意見、同じことをいっていると思います。文化の再生という面は、私はここで今のところ考えていません。ただ、ほっておくのが自然であるというのは間違っているのではないかということをお願いして、里山という言葉を使いました。

【前田会長】

例えば、基本的に霞ヶ浦では、ヒメガマが生えるのは自然ではないのです。本当はヒメガマは田んぼを作ったから生えてくるので、霞ヶ浦の周りでは本物のガマしか出てこないところです。いろいろな考え方があり得るでしょうが、当面何らかの形で維持管理を入れていく方向を、今から反対がなければ、そういう方向で進むことで計画書をつくり、その上で、これはとてもだめだということが出てきた場合には、計画の変更はあり得るという形で進めたいと考えます。それでよろしいでしょうか。

それでは、反対意見いただきます。

【沼澤委員】

自然とは何かという議論はやり尽くしたという意見がありましたが、そうではないのです。今までの意見も、みんな自然に関して認識が違っているわけですから、本当は自然再生に関して議論しながらやるべきだし、自然再生推進法自体の規定が弱いのです。釧路湿原でも自然再生をやっていますし、本来の霞ヶ浦の自然をよく考えなくてはいけない。しかし、手を入れなくても維持されている霞ヶ浦の自然があるわけですよ。例えば田村のヤナギ林とかアシ原です。管理しているところも一部あります。そこはアシを定期的に地元が刈っています。そうすると、フトイが生えてきます。管理しなければ、アシ原やヤナギになってしまいます。それが自然の遷移じゃないですか。

規模としてはこの部屋だといいましたが、こんな小さい部屋で、手をつけないとか、そのままに任せるとするのは、普通の人間の感覚からいうとあり得ない。「はえば立て、立てば歩めの親心」といいますが、何か手を入れたいのが園芸が好きな日本人だから。私は、立場としては反対ですが、もし賛成の人

が多ければ、それ以上は反対しません。

【前田会長】

これは基本的に極めて重大な問題です。しかし、組織としてやっていく場合には、おそらく、沼澤委員がいわれたように、ずっと手を入れていくだけの力が我々にあるか。私も怪しいものだと思います。その方向で行くということで手続を進める。そうさせていただきます。

次は、事務局、どうですか、手続上。

【事務局】

先ほどの役割分担のところに戻りますが、前回示した部分と、変わった部分もありますし、26ページに集約案として表をつくってありますが、それぞれのところに作業内容が書いてあります。自分たちが手を出す部分の作業の具体的なイメージが今までなかったと思いますが、この部分を見ていただいて、少なくともこの場にいらっしゃる委員の方で、自分はここの部分に○をしてもいいという方がいらっしゃれば、ぜひ手を挙げていただきたい。

例えば環境管理でゴミ収集がありますが、例えば1年に何回かゴミ拾いをやるとなったときに、必ず毎回出ないと○がつけられないということではなく、今の段階でそういう気持ちがあれば○をつけていただければ結構です。

そういったところで再度、A区間の施工の部分で、管理も含めて、今回、実施計画の案を示しておりますので、そういった形で大まかな部分をここの部分をお聞きしたいと考えています。

【前田会長】

事務的に聞くというのは、ある程度まとめてくれるということですね。今日でなくていいということですね。

【事務局】

はい。もし、今日手を挙げていただける方がいれば、なおありがたいと思っております。

【前田会長】

それも含めて……。

【本間委員】

挙げます。

【前田会長】

手を挙げてくださる方については、お帰りのときで結構ですか。

【事務局】

では、お帰りのときに事務局に、いっていただければ幸いです。

【濱田（忠）委員】

漁業組合で年に2回、霞ヶ浦清掃_____をやっていますので、協力はできると思いますが、地元なので我々も気をつけてやりますので……。

それと管理の問題ですが、完全に責任を持って管理はできませんが、漁業組合である程度の協力はできると思います。

【前田会長】

団体委員は団体としての登録で実施者になっていただきますね。それはよろしいですね。○が1つで

もつけば。

【事務局】

はい。

【前田会長】

次に、個人の方ですが、本来、個人として実施計画書をつくるべきなのでしょうが、大変だから、全体として作った時には連名で実施者となっていた場合にはそれでよしと。個別にやらなくてはならないことになって、手続が非常に面倒な場合には、形式上、いずれかの団体に付属させるか、または、実施者に対する協力者という形でまとめてもよいかということなのですが。要するに、形式だけはきちっとしなければいけないので、そのあたりはいかがでしょう。

個人の方に伺いますが、一人一人、一番重い場合には、文書があつて、紙に名前を書いて判子を押すだけなのですが、それは面倒くさいから、何とかしてくれという方がいたら、手を挙げてみてください。

ないですね。あとは事務的に処理できるでしょう。どうですか。

【事務局】

はい。

【前田会長】

今日決めておかなければならないのは、修正案はどういう手続になりますか。今、皆さんに配りましたね。この先……。

【霞ヶ浦河川事務所長】

先ほど文章の書き方等の議論があつたように、今後発展性があるという文章に下さいなど方向性をいただければ、次までに文章を修正して確認させていただきます。

先ほどの役割分担ですが、今日、全部の方の確認がおそらくできないので、これは個々に確認させてもらう。少なくとも一番上の専門委員の方は全部に○をつけてもよろしいですね。

【石川委員】

作業分担の中にいろいろありますね。例えば広報活動の中に①から④があります。①から④、4つともできなければ○をつけてはいけませんか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

そんなことはありません。

【前田会長】

オンリーワン。それから、この4つとか5つ以外にあれば、それを自分で書いて分担になります。

【石川委員】

わかりました。

【前田会長】

例として書いたのも、これにとらわれません。事務局、これに同(ドウ?)と書けばいいんですよ。

【事務局】

はい、結構です。

【霞ヶ浦河川事務所長】

確認ですが、A区間の実施計画を先行してやるということは、会長の説明どおりでよろしいですよ。

【前田会長】

もうそこへ戻らない。

【霞ヶ浦河川事務所長】

試験的な知見を見ながら順応的に対応していく。それは、皆さん、合意ということによろしいですね。矢板を切るということもよろしいですね。

【前田会長】

よろしいとは言ってないですが、やむを得ないといっている。

【霞ヶ浦河川事務所長】

行政の話で、誠に申しわけないですが、うちも入札手続の話に入らなければ……

【今泉委員】

いつごろですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

オーケーをもらえれば、これから発注の手続に入ります。

【今泉委員】

水資源の所長が1月、2月と行ってましたが、1月、2月はワカサギの産卵時期で、難しいですよ。

【霞ヶ浦河川事務所長】

その話も聞いています。入札の手続に入らせてもらっても、実際の工事をいつやるかというのは、また別な話であって、多分、実際の工事に入るのは3月以降になるかと思います。で、水資源機構がいつ——何月といったのですか。

【水資源機構】

1月、2月……

【霞ヶ浦河川事務所長】

1月、2月に新しい土が出るんですか。

【水資源機構】

そうです。

【霞ヶ浦河川事務所長】

そうすれば、国土交通省が工事をし、穴があいたときに、ベースとして水機構の土を入れ、その上に、アンコの部分——種がなくなってるのですかね、上にかぶせるやつは新しい方がいいですね。それはまた水機構との工事の調整の話になると思います。

【前田会長】

少なくとも水にかかわる仕事は3月以降ですね。

【霞ヶ浦河川事務所長】

今、漁協さんがおっしゃったように……

【前田会長】

で、いいわけですね。

【霞ヶ浦河川事務所長】

実は内々に我々も話を聞いていますので、手続に入らせてもらいますが、実工事は3月以降を考えています。その辺の契約の手続がありまして、工事は別の話ということも少しご理解いただきたい。

それから実施計画の文章は、少し直さないといけないので、どうしましょうか。案をまたもらいまし

ようか。

【事務局】

ええ、いただいて……。

【霞ヶ浦河川事務所長】

先ほど、いろいろなご意見があり、図面上でも 20 ページなどを直したいという話があって、これが決まった図面ではないので、いろいろな知見がありながら順応的に変えていくことも十分可能なので、平面図的にそういう文章を入れるのは大丈夫だと思います。

【前田会長】

要するに図面で全部リジッドに決まったような顔をしないようにして……

【霞ヶ浦河川事務所長】

あくまでもうちは図面を決めないと発注できないので、こういう形で発注します。ある程度知見があったら直していくのは可能です。先ほど水路の話がありましたが、実はうちは工事はやりません。一応、断面は決めています、公募委員にお願いします。これはコンクリートではありません。たまたま水面がイツーカになるのがこの高さぐらいでしょう、のり面の安定もこのぐらいがいいと思うので案でつくってあります。実際どういう水路につくるかというのは、またご議論していただければ……。ただ、実施計画の素案はこれで出してほしい。何をやるかわからなくなるので。図面上で、コンクリートでなくて、随時対応しますぐらいの文章を書くのはオーケーなので、そういった意見もいただければと思っています。

【前田会長】

いっていただくというのは、どういうふうにするのですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

事務局に、この間、役割分担の意見とかあったのと同じ方法で結構です。

【前田会長】

それで、入れてくれる。あるいは、この紙に赤を入れて届ける。

【霞ヶ浦河川事務所長】

もともとこういう文章だったものを、皆さんの意見でこういう文章に直しましたと。

【前田会長】

いつまでですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

次の協議会まで。

【前田会長】

要するにそれを集めて、次に協議会をやって正式にみんなです承したことにするのか、もう終わりなのか、どちらですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

今日終わって、そういう方向でいいといたら、文章、赤いのを、意見いただいて修正したものを各委員に送って、これで提出してもよろしいでしょうかとお聞きするのが一番楽ですが、それとも、意見を聞いた後に赤字で直したやつで、もう一回皆さん集まってもらって、この協議会としての実施計画はこれで行こうとした方がよいですか。

【前田会長】

時間的にどうなんですか。

【事務局】

時間的には1カ月ぐらいは必要か。

【司会】

実際は半月ぐらいの方が……

【前田会長】

そうすると、実際上の仕事としては、年内に送付できればいいですね。もう少し早くということになりますか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

実施計画を送付したときから事業実施が決まっているので、工事が事業実施なのか、発注が工事実施なのか、どちらか見えないのですが。

【前田会長】

少なくとも工事する前には送付しなくてはまずい。

【霞ヶ浦河川事務所長】

そうですね。ということは、手続に入ったときで一番……

【前田会長】

入札のための手続はとても長いから、少しづつ始めてもらってもいいですが、実効ある仕事をさせては困ります。

【霞ヶ浦河川事務所長】

そうしたら、1カ月ぐらいまだあります。

【前田会長】

望ましいのは、一回皆さんの意見をもらって、それをまとめて一堂に会して……

【霞ヶ浦河川事務所長】

では、これでこの協議会の実施計画として提出してよろしいでしょうか、ということをやってもよいですね。

【前田会長】

それで不都合なところがまだあれば、修正を後で。

【霞ヶ浦河川事務所長】

そうしたら、その場で黒板に書いておいて修正して、そこでコンセンサスを得る。

【前田会長】

細かいところは逐次修正。抜本的修正の案が出たら、工事やってからまとめて、また手続上出す。

【霞ヶ浦河川事務所長】

はい、ありがとうございます。

【前田会長】

という了解ですから、それで進めるしかないのではないか。

【事務局】

わかりました。

5. 今後の進め方

【前田会長】

もう一回集まる機会があるのかないのか。今の話だと、10月終わりぐらいですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

では、10月の終わりぐらいで。

【前田会長】

ありますか。とれますか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

あります。手続に入っているという皆様のご了解を得たので、手続は進めますが、工事は3月以降でないとできません。それまでに間に合えばいいので、10月ぐらいにもう一回開ければ大丈夫です。

【前田会長】

では、それまでに、例えば来月の10日くらいまでに、今の参加の話と実施の話、それから文言の話、これを事務局で集めてください。

【霞ヶ浦河川事務所長】

わかりました。

【前田会長】

それを踏まえて修正案をつくり、来月の月末には全体の会議をやる。なお時間があれば、その紙の「案」の字を取っていいから、みんなに配り、目を通す時間をもらえればなおありがたい。それだけの余裕があるように努力してもらえればありがたい。我々だって、さっき1時間前に見て、いいか悪いかといわれても、細かいところはよくわからないから。

【霞ヶ浦河川事務所長】

文章の中にいろいろなものが入っているので、一回読んでいただきたいと思います。

【前田会長】

読まないといけないので、読む時間を……。

【霞ヶ浦河川事務所長】

意見をいただいて、うちが修正して、送付しましょうか。

【前田会長】

そうしていただければ……。

【霞ヶ浦河川事務所長】

では、事前に見ていく時間があるから、一通り目を通してもらって。

【前田会長】

送付したものを持って集まれ、と。

【霞ヶ浦河川事務所長】

持って集まってもらった方が早いということですかね。

【前田会長】

それができれば一番いい。

【霞ヶ浦河川事務所長】

では、10月の下旬か11月の頭ぐらいにすることにしましょうか。よろしいでしょうか。

【前田会長】

はい。その場合、手続もみんなよく調べておいて、終わったら、すぐ書類が送付できるという態勢を事務的にやっておく。

では、今日はそういうことにさせていただき、次回はA区間について締めとさせていただきますので、よろしくをお願いします。

では、事務局。

【司会】

土浦市で堤防の天端を舗装したいという要望がありますのでこの場で説明をお願いします。

【土浦市】

今月の22日に、霞ヶ浦マラソンの第1回実行委員会、前回の霞ヶ浦マラソンの反省会が行われました。歩崎から川口運動公園まで18.5kmが霞ヶ浦ウォーキングコースで、湖岸堤を歩くコースがあります。その中に、未舗装部分、今回の自然再生協議会の部分でいうとB区間の300m、それとHとIの区間の1,700m、合わせて2kmが、未舗装部分となっています。

それで、ウォーキングコースは300名からの参加で、まさに湖岸道路を霞ヶ浦を見ながら、サブテーマ「霞ヶ浦の春風に誘われて」ということで散歩をするコースですが、合わせて2kmほどの未舗装部分がある関係上、障害者がなかなか参加できない。加えて、車椅子については、今年も2～3件要望がありました。未舗装部分のために車椅子の参加は見合わせたということで、実は、マラソンの検討会の中でウォーキングコースの舗装要望という話が出てまいりました。

ぜひとも、その部分の区間を舗装していただくと同時に、今後、霞ヶ浦の環境学習の一環としても、霞ヶ浦の周り、湖岸堤を散歩をする人たちに、来年もまた霞ヶ浦ウォーキングコースということでマラソンと一緒にやっていく予定ですので、ぜひとも国土交通省の方でお願いできればと思います。

【霞ヶ浦河川事務所長】

今、土浦市が言われたのは、実は、自然再生法でやっている区間なのです。今、議論している区間の中で、未舗装の部分があるので、マラソンに対して舗装してほしいという要望がありました。自然再生は、今、事業実施内容を協議している最中なので、あそこを舗装しちゃだめだという意見があれば非常に難しいのですが、あの中でもマラソンコースとして利用します、あそこのところを舗装します、ということについて、了解をいただければ、国の予算の範囲がありますので、全面的に舗装ができるという回答はなかなかここではできませんが、優先順位の高いところから、マラソンの舗装の方に国土交通省としてはこたえていきたい、こう思っています。協議会で異論がなければ、国土交通省と土浦市の方で対応したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

【前田会長】

協議会としては、堤防自体が協議会の協議の対象地域になるかどうかを議論して、表のりのあたりには関係する部分も場合には平場も含めてあり得る。しかし、基本的には管理者の問題であって、協議会ではない。それから表のりの、いわゆるのり線、法線よりも内側は何ら関知しないと決めた、と記憶していますので、一応、1mmぐらいこっちはみ出さないという条件をつけていただきます。表のりに影響しないと条件をつけてもらえば、これで協議会の形式論としてはクリアできると思います。

【霞ヶ浦河川事務所長】

わかりました。それらを踏まえて、今後、土浦さんと具体的に舗装の計画についての打ち合わせを事務レベルでさせていただきますので、協議会の皆様、よろしくお願いいたします。

【浜田（文）委員】

今の話ですが、霞ヶ浦マラソンでという話ですが、これは土浦出張所に対して地元からも要望は出ているのですよね。ただし、これは断られています。なぜかという、この自然再生絡みで、壊してしまうかもしれないからできないということですが、これはいいわけなのでしょう。

【霞ヶ浦河川事務所長】

そういう話を私も聞いたので、あえて皆さんのところにお諮りをしているところです。今、委員長の話だと、堤防のり肩からびた一文こっちはだめだという話があったのですが、いわゆる天端舗装なので、協議会の中でご了解をいただいたと理解して、舗装もこれから土浦市と議論させていただきたいと思っています。

【浜田（文）委員】

それは、自転車道の整備とはどう関連してきますか。結局、自転車道になるわけですよね。

【霞ヶ浦河川事務所長】

今のところ自転車道との関連は考えてはいません。

【浜田（文）委員】

単なる防塵工事ですか。

【事務局】

そうです。

【前田会長】

初めの話では、自転車道はあそこでは裏のり……。要するに、表には場所がないということですよ。

【司会】

よろしいでしょうか。天端舗装については予算の範囲の中でさせていただく、ということでよろしくお願ひします。

時間がかかなりオーバーしておりますが、先ほどの説明の中で、第10回の議事録がありましたが、資料1ですが、事務局の手違いで申しわけないですが、訂正をお願いします。資料1の一番上の紙ですが、議事要旨の2番の一番下から2行目、ここにつきましては「P3」と書いてありますが、これは間違いでして、「P3」は削除してください。それと、その下の「P4の『土砂流出は』」と書いてありますが、これも間違いで、「P10」の間違いです。訂正します。

【浜田（文）委員】

議事録に関することで一言申し上げたいことがあるのですが、よろしいですか。

【司会】

はい、お願いします。

【浜田（忠）委員】

前回協議会の折り、粗朶消波堤の位置づけということで、粗朶消波堤は波浪対策ではありません、植生保全対策ですね。これははっきりさせておいた方がいいと思います。議事録が間違っているわけではないですが、前回の話がちょっと違ってましたから。

【司会】

粗朶消波堤については、植生保全対策と私どもは考えてます。堤防の停滞のための波浪対策ではありません、粗朶に関してはですね。

【浜田（文）委員】

そうですね。ここをはっきりしておきたいと思います。

【飯島委員】

これは波浪対策ではないんですか。

【浜田（文）委員】

波浪対策ではないですね。植生保全対策として進められたはずです。

【飯島委員】

そうですね。植生のないところに、では、何で設置したんですか。

【浜田（文）委員】

それがおかしいのですよ。例えば沖宿干拓堤にも粗朶消波堤ができたわけですよ。当時、担当者に聞いたら、単なるこれは名目だからという説明だった。波浪で波を、泥水をハス田、レンコンにかぶって被害を受けている苦情もありましたから、名目はどうでもいいたろうと思って進めてもらったわけですが、これはおかしいですよ。植生のないところに植生保全というのはおかしいけれど、要するに金があるからやったのではないかと解釈しています。何かおかしいですよ。

【司会】

粗朶自体が恒久施設とはちょっと……。抜けることもあるので、それで波浪対策とは、今の知見ですが、考えにくいです。一応、粗朶に関しては波浪対策という整理は今の段階ではしていかないということにしています。

6. 閉会

【司会】

今回は10月の末に、また事務局の方から協議会の実施日については事前に送付いたします。

先ほどの話の中で10月10日までに、事務局から協議会のメンバーに対して、今日の趣旨を踏まえた文書を送付し、おのおのの実施者としてどういうことができるか、今日の実施計画書で訂正がある箇所については、こうした方がいいのではないかというご意見をいただける形で、送付しますので、よろしくお願いいたします。

今回は事前に事務局から実施計画書を送付しますので、それを見ていただいて、ご意見をいただければと思います。

今日、実施者としてこういうことができるということをいっていただければ、事務局に申し出ていただければと思います。

では、第11回の協議会を閉会します。ありがとうございました。

(了)